

高知市告示第4号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、平成30年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 条例第7条第1項第1号アに規定する対象労働者 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 国土交通省による公共工事設計労務単価で定める調査対象職種51職種(以下「公共工事設計労務単価調査対象51職種」という。)のうち、交通誘導警備員A及び交通誘導警備員B 784円
- (2) 前号に掲げる者以外の労働者 840円

2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに規定する対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	1,890円	高級船員	3,340円
普通作業員	1,600円	普通船員	2,190円
軽作業員	1,350円	潜水士	3,960円
造園工	1,790円	潜水連絡員	1,930円
法面工	2,490円	潜水送気員	2,050円
とび工	2,160円	山林砂防工	2,060円
石工	2,300円	軌道工	3,000円
ブロック工	2,570円	型わく工	2,040円
電工	1,840円	大工	2,080円
鉄筋工	1,940円	左官	2,130円
鉄骨工	2,050円	配管工	1,780円
塗装工	2,010円	はつり工	2,050円
溶接工	2,340円	防水工	2,110円
運転手(特殊)	1,940円	板金工	2,130円
運転手(一般)	1,720円	タイル工	1,810円
潜かん工	3,020円	サッシ工	2,110円
潜かん世話役	3,570円	屋根ふき工	1,600円
さく岩工	2,270円	内装工	2,260円
トンネル特殊工	2,890円	ガラス工	1,980円
トンネル作業員	2,320円	建具工	1,850円
トンネル世話役	3,120円	ダクト工	1,700円
橋りょう特殊工	2,580円	保温工	2,110円
橋りょう塗装工	2,670円	建築ブロック工	1,750円
橋りょう世話役	2,840円	設備機械工	2,050円
土木一般世話役	2,070円		

3 条例第7条第1項第2号に規定する対象労働者 784円